

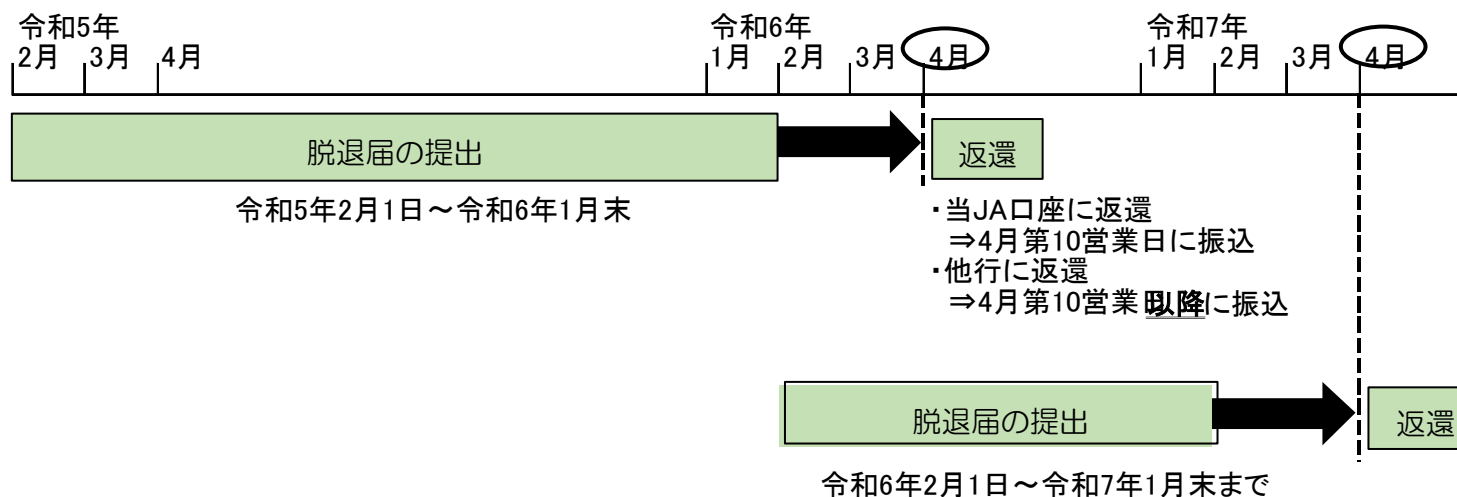
<組合員の皆様へ任意脱退にかかるお知らせ>

みだしの件につきまして、万が一任意脱退（ご自身の意思で脱退）を希望される場合、当JA窓口にて脱退届を提出した日から60日を経過した日以後に到来する事業年度末（3月末）での脱退となります。※下図参照

なお、出資金については、その額を限度として事業年度末後の当JAが指定した日に、お客様のご指定口座へ返還致します。

また、任意脱退申込書を提出して、出資金返還するまでの間に、万が一出資者がお亡くなりになった場合は、別途法定脱退の手続きが必要となりますので、ご了承願います。

組合員の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。



北九州農業協同組合